

## こうち労政情報

飛躍への挑戦！  
高知県産業振興計画2018年  
2月号

## ジョブカフェこうち幡多サテライト 出張就職相談会

若者の就活をサポートします！保護者からの相談もどうぞ。お気軽にご来場ください。

四万十市

2/15  
～17日時 H30.2/15 (木)～17 (土)  
10:00～17:00

場所 フジグラン四万十 2F催事コーナー

宿毛市

2/20

日時 H30.2/20 (火)  
10:00～17:00

場所 フジ宿毛店 1F催事コーナー

応募書類の書き方、面接対策、職業適性検査など  
就職に関する様々な相談をお受けします。○対象：概ね40歳までの方（高校生以上）  
（相談無料。対応：国家資格を持つキャリアコンサルタント）メルマガ会員  
募集中！

【お問合せ・申込】

若者の就活をサポート！

ジョブカフェこうち幡多サテライト

TEL: 0880-34-6860

四万十市右山五月町8-13 アピアさつき1F

（開所日：月、水、金、土曜日の午前11時～午後7時）



## 法務省 大阪矯正管区からのお知らせ

受刑者・少年院在院者を雇用して 人材確保と社会貢献を実現しませんか

コレワーク西日本では、受刑者等の雇用を検討されている事業主の方に 採用手続のためのお手伝いをさせていただきます！ お気軽に電話又はメールにてご相談ください。

## 雇用情報提供サービス

- 全国の受刑者・少年院在院者の資格、職歴、帰住予定地などの情報を一括管理
- 事業主の方の雇用ニーズにマッチする者を収容する矯正施設を素早くご紹介

## 採用手続支援サービス

- 事業主の方の矯正施設での採用手続を幅広くサポート

## 就労支援相談窓口サービス

- 事業主の方に対する各種支援制度をご案内
- 事業主の方に対する矯正施設見学会、矯正展、職業訓練見学会をご案内

求人の際は、ハローワークをご利用の上、特定の矯正施設を指定して求人票を登録する「受刑者等専用求人」をご活用ください。

法務省 コレワーク

検索

## コレワーク西日本（大阪矯正管区矯正就労支援情報センター）

【所在地】〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-67

大阪合同庁舎第2号館本館4階

【電話番号】06-6941-5780

【e-mail】[recruit-inmates-osaka@cccs.moj.go.jp](mailto:recruit-inmates-osaka@cccs.moj.go.jp)

【受付時間】平日 10:00～17:00

# 「高知県ワークライフバランス推進企業」新規認証企業のご紹介



県では、男女が共に働きやすく、従業員の方々が働き続けられる職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業を「高知県ワークライフバランス推進企業」として認証し、その取組を支援しています。平成30年1月に認証した新規認証企業をご紹介します。

| 【認証番号】会社名等                                 | 取組内容   |
|--|--|
| 【217】<br><b>須工ときわ株式会社</b><br>高知市潮新町2-12-32 | ◆法を上回る育児のための短時間勤務制度が有り、子が小学校就学の始期まで取得できる。<br>◆半日単位で取得できる年次有給休暇制度がある。<br>◆配偶者の出産時に2日間の特別休暇を取得できる。 |
| 【218】<br><b>株式会社MASAOKA</b><br>須崎市大間西町3-17 | ◆時間単位で取得できる子の看護休暇、介護休暇制度がある。<br>◆配偶者の出産時に1日間の特別休暇を取得できる。   |

**お問い合わせ先**

高知県商工労働部  
 雇用労働政策課  
 電話 088-823-9763  
 FAX 088-823-9277  
 E-Mail 151301@ken.pref.kochi.lg.jp  
 〒780-8570  
 高知市丸ノ内1-2-20

高知県社会保険労務士会  
 電話 088-833-1151  
 FAX 088-833-1156  
 〒780-8010  
 高知市棧橋通2-8-20 モリビル2F

## 高知県ワークライフバランス推進企業認証制度について

事業主の皆様へ ☆今春から新たな制度で再スタートします。(平成30年3月上旬を予定)

### 新たに認証項目を追加し、ワークライフバランスを推進する企業を幅広く認証対象とします。

改正のポイント《認証部門を分けます》

- 次世代育成支援部門
- 介護支援部門
- 年次有給休暇の取得促進部門
- 女性の活躍推進部門
- 健康経営部門

今回、認証部門を分けることにより、各企業が取り組んでいる内容により、該当の部門での認証を受けることが出来るようになります。  
 また、認証部門は1つでも複数でも申請可能です。

## 労務改善 Q&A

〈No.39〉

**Q.** 電話対応のため職場での休憩を義務づけることについて  
 事務担当の社員に、昼の休憩時間中、電話や来客があった場合に備えて職場にいるように指示しています。その社員から外出したいので別途休憩時間を与えてほしいと言われました。応じないといけませんか。

**A.** 労働時間とみなされ、別途休憩を与える必要があります。  
 事業主は、労働者に休憩時間を原則として自由に利用させなければなりません。事業主からの指示で、電話や来客対応のため職場にいるのであれば、その時間は手待時間(実際には業務を行っていないが、いつでも事業主の指示に従って労働に従事できる状態にある時間)として労働時間とみなされます。したがって、1日の労働時間が6時間を超える場合は45分、8時間を超える場合は1時間の休憩時間を別途与える必要があります。  
 休憩時間は一斉に付与することが原則ですが、労使協定を締結することにより、別々の時間に付与することができます。昼の休憩時間の電話対応等を当番制にし、休憩時間をずらして付与するなど、従業員にとって利便性のある休憩時間を確保してはいかがでしょうか。

**高知県労働委員会** 〒780-0850 高知市丸ノ内2-4-1 県庁北庁舎4F  
**☎088-821-4645**

お気軽にご相談ください!

